

告 示

埼玉県告示第六百八十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和八年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 許可番号

第二〇二五―一二―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県熊谷市千代字南方四百六十八番一外九筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 四百十六・九四立方メートル

浸透効果量 〇・〇二一〇五立方メートル毎秒